

ユニット型介護老人福祉施設 宝塚すみれ栄光園

『 サービス利用料金表 』

1. サービス利用料金

要介護度に応じて、ユニット型介護福祉施設サービス費と居住費、食費、加算料金表Ⅰ・Ⅱの該当項目の費用をご負担頂くことになります。

	負担段階	介護保険 給付サービス			介護保険給付 対象外サービス		月額（30日） 概算合計		
		1割負担	2割負担	3割負担	居住費	食費	1割負担	2割負担	3割負担
介護度 1	第1段階	716 円	1,431 円	2,147 円	880 円	300 円	56,880 円		
	第2段階	716 円	1,431 円	2,147 円	880 円	390 円	59,580 円		
	第3段階①	716 円	1,431 円	2,147 円	1,370 円	680 円	82,980 円		
	第3段階②	716 円	1,431 円	2,147 円	1,470 円	1,420 円	108,180 円		
	第4段階 (基準額)	716 円	1,431 円	2,147 円	3,115 円	1,980 円	174,330 円	195,780 円	217,260 円
介護度 2	第1段階	791 円	1,581 円	2,371 円	880 円	300 円	59,130 円		
	第2段階	791 円	1,581 円	2,371 円	880 円	390 円	61,830 円		
	第3段階①	791 円	1,581 円	2,371 円	1,370 円	680 円	85,230 円		
	第3段階②	791 円	1,581 円	2,371 円	1,470 円	1,420 円	110,430 円		
	第4段階 (基準額)	791 円	1,581 円	2,371 円	3,115 円	1,980 円	176,580 円	200,280 円	223,980 円
介護度 3	第1段階	871 円	1,741 円	2,612 円	880 円	300 円	61,530 円		
	第2段階	871 円	1,741 円	2,612 円	880 円	390 円	64,230 円		
	第3段階①	871 円	1,741 円	2,612 円	1,370 円	680 円	87,630 円		
	第3段階②	871 円	1,741 円	2,612 円	1,470 円	1,420 円	112,830 円		
	第4段階 (基準額)	871 円	1,741 円	2,612 円	3,115 円	1,980 円	178,980 円	205,080 円	231,210 円
介護度 4	第1段階	947 円	1,893 円	2,839 円	880 円	300 円	63,810 円		
	第2段階	947 円	1,893 円	2,839 円	880 円	390 円	66,510 円		
	第3段階①	947 円	1,893 円	2,839 円	1,370 円	680 円	89,910 円		
	第3段階②	947 円	1,893 円	2,839 円	1,470 円	1,420 円	115,110 円		
	第4段階 (基準額)	947 円	1,893 円	2,839 円	3,115 円	1,980 円	181,260 円	209,640 円	238,020 円
介護度 5	第1段階	1,020 円	2,040 円	3,060 円	880 円	300 円	66,000 円		
	第2段階	1,020 円	2,040 円	3,060 円	880 円	390 円	68,700 円		
	第3段階①	1,020 円	2,040 円	3,060 円	1,370 円	680 円	92,100 円		
	第3段階②	1,020 円	2,040 円	3,060 円	1,470 円	1,420 円	117,300 円		
	第4段階 (基準額)	1,020 円	2,040 円	3,060 円	3,115 円	1,980 円	183,450 円	214,050 円	244,650 円

- * 上記金額の別に施設が適用受ける加算と入居者個別で適用される加算、個別に日常生活にかかる日常生活物品の費用や医療費等がかかります。
- * 宝塚市の地域区分である3級地単価（1単位10.68円）で計算をしています。
- * 保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、居住費と食費について、所得に応じた利用者負担の軽減措置があります。
（サービス料金表において第4段階を基準額とし、第1～3段階が軽減措置を受けた場合の金額です。）

<利用者負担段階（負担限度額認定）について>

- | | |
|-------|---|
| 第1段階 | 市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者・生活保護受給者の方等 |
| 第2段階 | 市町村民税非課税世帯で年金（非課税年金含む）収入とその他合計所得が82.65万円以下、且つ、預貯金650（夫婦の場合1,650）万円以下の方等 |
| 第3段階① | 市町村民税非課税世帯で年金収入とその他合計所得が82.65万円超120万円以下、且つ、預貯金550（夫婦の場合1,550）万円以下の方等 |
| 第3段階② | 市町村民税非課税世帯で年金収入とその他合計所得が120万円超、且つ、預貯金500（夫婦の場合1,500）万円以下の方等 |
| 第4段階 | 上記以外の方は基準額 |